

平成19年第6回上里町議会定例会会議録第2号

平成19年9月7日（金曜日）

本日の会議に付した事件

- 日程第 7 町長提出議案第44号 上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用
弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 町長提出議案第45号 上里町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
の一部を改正する条例について
- 日程第 9 町長提出議案第46号 本庄上里学校給食組合の規約の変更について
- 日程第27 町長提出議案第54号 教育委員会委員の任命について
- 日程第28 町長提出議案第55号 公平委員会委員の選任について
- 日程第29 町長提出議案第56号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

出席議員（12人）

1番	高橋正行君	2番	斉藤邦明君
3番	納谷克俊君	4番	中島美晴君
5番	荒井肇君	6番	新井實君
8番	高橋仁君	9番	伊藤裕君
10番	根岸晃君	11番	桜井彪君
13番	桜井正君	14番	小暮敏美君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	関根孝道君	副町長	山下精治君
教育長	山下武彦君	総務課長	植原育雄君
総合政策課長	高野正道君	産業振興課長	橋爪重雄君
学校教育課長	斉藤直君	生涯学習課長	渋沢秀実君
水道課長	久保勉君		

事務局職員出席者

事務局長	柴崎久男	次長	木村隆之
------	------	----	------

開 議

午前 9 時 5 0 分開議

議長（小暮敏美君） ただいまの出席議員は 12 名であります。定足数に達しておりますので、散会前に引き続き本日の会議を開きます。

日程第 7 町長提出議案第 44 号 上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用
弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（小暮敏美君） 日程第 7、町長提出議案第 44 号 上里町特別職の職員で非常勤
のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題とい
たします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 議案第 44 号 上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び
費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について。上里町特別職の職員で非常勤の
ものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正するということござい
まして、報酬の中の別表でありますけれども、社会教育指導員関係、土地区画整理評価員
関係の項目の改正でございます。附則といたしまして、この条例は平成 19 年 10 月 1 日
から施行するということでございます。

提案理由でありますけれども、新行財政改革推進プランにおける非常勤特別職の報酬の
一部見直し及び中小企業への融資制度の改正に伴い、小口融資審査会の廃止により、所要
の改正をいたしたく本案を提出するものであります。

以上が提案理由でございます。慎重ご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げ
る次第でございます。

議長（小暮敏美君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第44号 上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 町長提出議案第45号 上里町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

議長（小暮敏美君） 日程第8、町長提出議案第45号 上里町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 議案第45号 上里町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について。上里町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正する。第17条第2項中、「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改める。附則、この条例は公布の日から施行するものであります。

提案理由でありますけれども、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、部分休業に係る対象年齢の引き上げに伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出するものであります。

以上が提案理由の説明であります。慎重ご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（小暮敏美君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第45号 上里町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 町長提出議案第46号 本庄上里学校給食組合の規約の変更について

議長（小暮敏美君） 日程第9、町長提出議案第46号 本庄上里学校給食組合の規約の変更についての件を議題といたします。

提案理由の前に、本件については地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第12条に基づき、本件に対する上里町教育委員会の意見を聞いたところ、異議がない旨の回答を得ておりますので、報告いたします。

それでは、提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 議案第46号 本庄上里学校給食組合の規約の変更について。地方自治法第286条第1項の規定により、本庄上里学校給食組合規約を別紙のとおり変更することについて、議決を求めるということでございます。

提案理由でありますけれども、本庄市において実施される住居表示に関する法律第2条第1号に規定する街区方式による住居の表示に伴い、本庄上里学校給食組合規約の変更について協議したいので、地方自治法第290条の規定により、本案を提出するものであるということでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご承認いただきますようお願いを申し上げます。

議長（小暮敏美君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第46号 本庄上里学校給食組合の規約の変更についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程の追加について

議長（小暮敏美君） お諮りいたします。

ただいま町長から議案第54号 教育委員会委員の任命についての件、議案第55号 公平委員会委員の選任についての件及び議案第56号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件、以上3件が提出されました。

この際、これらを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第54号 教育委員会委員の任命についての件、議案第55号 公平委員会委員の選任についての件及び議案第56号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件、以上3件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

日程第27 町長提出議案第54号 教育委員会委員の任命について

議長（小暮敏美君） 日程第27、町長提出議案第54号 教育委員会委員の任命についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） ご提案申し上げました議案第54号 教育委員会委員の任命について、ご説明を申し上げます。

委員の保坂浩哉氏が9月30日をもちまして任期満了となります。したがって、教育委員会委員の任命についてご提案申し上げるものでございます。ご提案は、教育委員会委員に大字神保原町263番地、保坂浩哉氏、昭和12年2月18日生まれで、現在70歳でございます。教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によって、任命いたしたく議会の同意をいただきたく、ここにご提案申し上げる次第でございます。

保坂氏は、駒澤大学文学部を卒業後、安盛寺住職、学校法人塩原学園本庄女子高等学校に勤務され、校長、理事長を経て、社会福祉法人安盛の会理事長、本庄地区保護司会を歴任され、平成15年10月より上里町教育委員として活躍されておるところでございます。人格、識見に加え、教育委員として4年間の実績からも適任でありますので、今回、ご同意をいただきたくご提案申し上げる次第でございます。よろしくご審議をいただき、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

議長（小暮敏美君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第54号 教育委員会委員の任命についての件を起立により採決いたします。

本件は、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。

よって、本件は同意することに決定しました。

日程第28 町長提出議案第55号 公平委員会委員の選任について

議長（小暮敏美君） 日程第28、町長提出議案第55号 公平委員会委員の選任につ

いての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） ご提案申し上げました議案第55号 公平委員会委員の選任について、説明を申し上げます。

委員の久保伸昭氏が9月30日をもちまして任期満了となります。したがって、公平委員会委員の選任について、ご提案申し上げます。互選に当たりましては、慣例ということもありまして、今回は七本木地区からの選出ということで、公平委員会委員に大字七本木2607番地の1、飯塚伊勢男氏、昭和13年10月29日生まれ、現在68歳でございます。地方公務員法第9条第2項の規定に従いまして、議会の同意をいただきたく、ここにご提案申し上げます。

飯塚氏は、児玉農業高等学校を卒業後、家業である農業に従事されております。平成10年4月から2年間、上里町区長として務められ、その後、平成18年7月から農業委員に選任し、現在、活躍中であります。ついては、公平委員として人格、識見ともにふさわしく、適任でありますので、慎重ご審議をいただき、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長（小暮敏美君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第55号 公平委員会委員の選任についての件を起立により採決いたします。

本件は、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。

よって、本件は同意することに決定しました。

日程第 29 町長提出議案第 56 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
議長（小暮敏美君） 日程第 29、町長提出議案第 56 号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） ご提案申し上げました議案第 56 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、説明を申し上げます。

委員の萩原義衛氏が 9 月 30 日をもちまして任期満了となります。したがって、固定資産評価審査委員の選任について、ご提案を申し上げます。互選に当たりましては、慣例ということもありまして、今回は神保原地域からの選出ということで、固定資産評価審査委員に大字神保原町 276 番地、阿佐美勲平氏、昭和 9 年 7 月 21 日生まれで、現在 73 歳でございます。地方税法第 423 条第 3 項の規定に従いまして、議会の同意をいただきたく、ここにご提案申し上げる次第でございます。

阿佐美氏は、横浜国立大学を卒業後、株式会社埼玉銀行に入行され、この間においてテレビ埼玉専務取締役を務めるなど、大変活躍をいたしておる人でございます。退職後は、さいたま新都心交通株式会社タムロンの常勤監査役として務められ、平成 15 年 4 月には上里町区長会長に任命され、本年 3 月までの間、区長会長として活躍されました。ついては、固定資産評価審査委員として人格、識見ともふさわしく、適任でありますので、慎重ご審議をいただき、ご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

議長（小暮敏美君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第 56 号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を起立により

採決いたします。

本件は、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。

よって、本件は同意することに決定しました。

散 会

議長（小暮敏美君） 本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時14分散会